

司法書士の立場から見えてきた現場のリアルと、自治体でできる取り組み

酒々井町議会議員・司法書士
白井則邦

はじめに

- 共同親権と、養育費、面会交流は別の話。
養育費、面会交流は現行民法766条に明文規定。
親権の濫用の懸念あり。
- 共同親権になって困るのは、同居親と子ども。
別居親は困ることがない
(一方的な支配権・監督権として機能)
- 解釈が安定するまでの、子どもの生活・人生は...
- 自治体は、同居親と子どもの生活を守るためのサポートを

- ① 債務整理、生活再建などで、ひとり親の困窮を知ることが多い。
- ② 収入がある家庭であっても、家庭内部で困窮となる場合もある。
- ③ 離婚原因がDVと言えなくても、対等な関係とは限らない。
- ④ 適切に親権行使をしてくれない親権者がいることで、子どもに不利益が生じる場合がある。（追記）

貧困とは

- ① 経済的貧困
- ② つながりの貧困
- ③ 時間の貧困

離婚後共同親権が導入されれば解決？

全てが悪化する可能性がある

離婚後共同親権導入 により生じる影響

離婚後共同親権導入による影響 ①

親の責任が明確化し、子育てが楽になるか

親の扶養義務は現行法でもある。

共同養育できている家庭に変化はない。

むしろ、離婚後共同親権導入による争い増加や、共同親権への対応により、さらに困窮する可能性が高い。

離婚後共同親権導入により、悪化する貧困事例

① 経済的貧困

裁判手続きが増えれば、訴訟費用、仕事を休むなどの対応で、生活費に影響が出る

② つながりの貧困

対象者の周囲にいる実家、弁護士、学校、友人などが攻撃され、よりつながりが細くなるおそれがある。

③ 時間の貧困

共同親権となり日々のやりとりも必要となれば、今以上に時間が足りなくなってしまう。

父母以外の親族(祖父母等)と子との交流への対応も！

離婚後共同親権導入による影響 ②③

- 養育費の支払いが増えるとは限らない。
- 離婚時の親権争いが、単独・共同親権の争いに代わるだけ
- DV・児童虐待の有無は争点に！
今まで以上に争いが激化し、より父母間の争いが深まる可能性がある。
- 単独親権だと、DV,児童虐待だとレッテル張りも？

離婚後共同親権導入による影響 ④

- 離婚後共同親権は、同居親への監督権・支配権として機能。
- 別居親が親権を濫用したり、行使を怠っても、別居親に不利益はない。
- 父母平等ではなく、支配の関係になり、離婚しても逃げられない。

離婚後共同親権導入による影響 ④

引っ越し（子の居所指定権）

同居親	原則として別居親の同意が必要
別居親	自由（同居親の同意は不要）

- 「急迫の事情」があれば、単独行使可能
- 解釈が安定するまでの、子どもたちの人生は？
- 共同親権の適用は慎重に

離婚後共同親権導入による影響 ⑤⑥

- 婚姻中の共同親権の強化により、子連れ別居原則禁止（条文上）でDV、児童虐待から逃げにくくなる。
ただし実際の運用は、現行と変わらないはず。
- 離婚後共同親権導入により加害者が使いやすい武器が増えたため、DV、児童虐待の継続の懸念が高い。

自治体でできる取り組み

- ① 自治体職員・教職員への研修
- ② ひとり親が給与対象から漏れないための取り組み
- ③ 学校、幼保、支援措置等の自治体の現場をエンパワー
- ④ 離婚分野における法律家による相談会の開催

- ⑤ 児童虐待、DV相談などの相談員の確保と待遇改善
- ⑥ 子どもに対する情報提供や、居場所の設置など、安心して相談や意見表明できるような社会にする取り組み
- ⑦ 保育園や小学校からの包括的性教育
- ⑧ 養育費確保の支援

- ⑨ 訴訟費用の支援
- ⑩ 面会交流支援
- ⑪ DV加害者プログラムの活用やDV加害者自助グループの紹介
- ⑫ DV、児童虐待被害者へのカウンセリング費用助成

⑬ 離婚後共同親権について正確な情報の周知

1. 共同親権とするのは原則ではない。
2. 父母間に共同親権の合意がないことは、
単独親権と判定する大きな要素になる。
3. 過去にDV虐待がある場合単独親権にすべき
4. 改正後も子連れ避難は違法ではない!
5. 共同親権になったら監護権指定が紛争予防に

- ⑭ ひとり親家庭支援地域連携協議会（仮称）
の設置
- ⑮ 父母がいる家庭が当たり前という価値観からの脱却
- ⑯ 共同養育計画の作成とか出てきたら全力で
阻止！（追記）

最後に

「父母そろっているか」
「誰が親権者か」
ではなく、

どうしたら、
「その子の生活が良くなるか」、
「子育てが楽になるか」
「笑顔で過ごせる家庭になるか」
を考えましょう。